#### 4. 地 盤 6. 鉄骨工事 構造設計特記仕様 (施工方法等計画書) ・適用は ■ 印を記入する。 (1) 鉄骨工事は指示のない限り下記による (1) 地盤調査資料と調査計画 ■ 有 (■ 敷地内 □ 近隣) □無 (調査計画 □有 □無) ■ 日本建築学会「JASS6 2018年版」「鉄骨精度検査基準」「鉄骨工事技術指針」 1. 本仕様の適用範囲 3. 使用建築材料表 使用構造材料一覧表 ■ 一社)日本鋼構造協会「建築鉄骨工事施工指針」 ボーリング調査 ■ 鉄骨製作管理技術者登録機構「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」 静的貫入試験 標準貫入試験 (1) コンクリート (レディーミクストコンクリート JIS Q 1001, JIS Q 1011, JIS A 5308) (1) 本仕様の適用範囲 水平地盤反力係数の測定 土質試験 物理探査 (2) 工事監理者の承認を必要とするもの 設計基準強度|品質基準強度| スランプ cm 👚 本特記仕様および配筋標準図は、設計基準強度が18N/mm<sup>2</sup>以上60N/mm<sup>2</sup>以下のコンクリートと、 試験掘 (支持層の確認) 平板載荷試験 液状化判定 ■ 製作要領書 ■ 工作図 ■ 施工計画書 $Fc=N/mm^2$ $\mid Fq=N/mm^2 \mid (スランプフロー) \mid \gamma=kN/m^3$ 部位 JIS G 3112に規定するSD295、SD345、SD390およびSD490の鉄筋コンクリート用棒鋼を用いる高さが スウェーデン式サウンディング 現場透水試験 PS検層 ■ 認定または登録工場 (大臣認定 □ S □ H □ M □ R ■ J グレード) 60m以下の鉄筋コンクリート造、鉄骨造等建築物の設計及び工事に適用する。 ■ 材料規格証明書※、または試験成績書 ■ 高力ボルト ■ 特殊ボルト ■ 頭付スタッド 注)上記表中の資料が有るもの、調査計画があるものに 🜑 を記入する。 ※一社)日本鋼構造協会「建築構造用鋼材の品質証明ガイドライン」の規格証明方法、またはミルシート。 (2) 仕様書等の優先順位 П ■ 社内検査表 設計図書および仕様書の優先順位は以下による。 (2) ボーリング標準貫入値、土質構成 (基礎、杭の位置を明記すること) (3) 工事監理者が行う検査項目 ①特記仕様 ②設計図(伏図、軸組図、部材リスト、詳細図など) 標準貫入試験 (■ 印以外の項目の検査結果については、工事監理者に報告すること) 〇調査地番 ■柱 □梁 □壁 □床版 23. 0 21 21 ③標準図(鉄筋コンクリート構造配筋標準図など) □ 現寸検査 □ 組立・開先検査 ■ 製品検査 ■ 建方検査 □ ④建築工事標準仕様書・同解説(日本建築学会)等 □床板 □ ■基礎 ■基礎大梁 10 20 30 40 50 60 23. 0 (4) 接合部の溶接は下記によること 21 ■ 平成12年建設省告示第1464号第二号 イ、ロ 土間コンクリート 口 18 〇位置図 2. 建築物の構造内容 □ 鉄骨造等の建築物の工事に関する東京都取扱要綱 捨てコンクリート ■ 18 ■ 日本建築学会「溶接工作規準、同解説 I , Ⅱ , Ⅲ , Ⅳ , Ⅵ , Ⅵ , Ⅷ , Ⅷ , Ⅸ , セメントの種類 ■ 普通ポルトランドセメント □ 中庸熱ポルトランドセメント (1)建築場所 徳島県三好市池田町 □ 低熱ポルトランドセメント ■ 日本建築学会「鉄骨工事技術指針工事現場施工編」 細骨材の種類 ■砕砂 (5) 接合部の検査 粗骨材の種類 (2) 工事種別 ■ 溶接部の検査(検査結果は工事監理者に報告すること) 水の区分 ■水道水 □地下水 □工業用水 □スラッジ水 ■新築 □増築 口改築 検 査 率 又 は 検 査 数 構造体コンクリート強度を 材齢 ( ■ 28日 □ 56日 □ 91日 □ 工場自主検査 | 第三者受入検査 | 工事監理者 (3)構造設計一級建築士の関与 ■必要としない 口必要 保証する材齢 養生( ■ 標準 □ 現場水中 □ 現場封かん □ ■ 完全溶込み溶接部 |外観検査(※) ——— % | ※平成12年建設省告示 口S造4階建以上 口木造高さ13m超 口その他 □法第20条第二号( □RC造高さ20m超 単位水量 ■ 185kg/m<sup>3</sup>以下 □ 175kg/m<sup>3</sup>以下 □ (突合せ溶接) 超音波探傷検査 100 % **※**2 % ---- % 第1464号第二号による 単位セメント量 ■ 270kg/m³以上 □ 内質 | □ 硬さ試験 混和剤 ■ 高性能減水剤 ■ 高性能AE減水剤 (4) 階数 検査 │ □ 示温塗料塗布 ── % | ※2「公共建築工事標準 地上 1階 塔屋 0階 ○支持地盤、地層及び深さに マクロ試験・その他 | 仕様書」における ■ 4. 5%以下 □ 3. 0%以下 ■ 隅肉溶接部 ついてのコメント │外観検査(※) 100 % ---- % | AOQL4.0%第6水準 塩化物量 ■ 0. 3kg/m³以下 第三者検査機関名 水セメント比 □ 50%以下 ■ 65%以下 (5)構造種別 第三者検査機関とは、建築主、工事監理者又は工事施工者が、受入れ検査を代行させるために自ら契約した 検査会社でCIW認定検査事業者とする。 構造種別 該当階等 架構特徴等 (2) コンクリートブロック (□ JIS A 5406) 注1) 現場溶接部については原則として第三者検査機関による全数検査とし、外観検査、超音波探傷検査を100%行うこと ■鉄筋コンクリート造(RC) 基礎 1階~1階 口耐震建物 □ A種 □ B種 □ C種 厚 □ 100 □ 120 □ 150 □ 190 使用箇所(□ □鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC) 注2) 重大な不具合が発生した場合は、是正前に対応策を建築主事等に報告すること 階~ 階 口免震建物 (3) 鉄 筋 〇孔内水位 ■ 高力ボルトの検査(検査結果は後日工事監理者に報告すること) ■鉄骨造(S) 1階~1階 口制震建物 GL — 鉄筋 種類 使用径mm 使 用 箇 所 備考 軸力導入試験 ■ 要 □ 否 高力ボルトすべり係数試験 ■ 要 □ 否 □木造 階~ 階 | □搭状建物 ■ SD295 D10~D16 柱、 基礎、基礎梁、RC柱脚、耐圧版 ■ 重ね継手 ■ 一次締め後にマーキングを行い、二次締め後そのずれを見て、共回り等の異常がないことを確認する。 ○近隣データの調査地番と ■ SD345 D19~D25 ■ ガス圧接継手 基礎梁、RC柱脚 ■ トルシア形高カボルトは二次締め後、マーキングのずれとピンテールの破断を確認する。 П 設計地番とは約 mの距離がある □ 溶接継手 □ SD390 D29~D35 異形鉄筋 (6) 防錆塗装 (6) 主要用途 (JIS G 3112) □ SD490 □ 機械式継手 ○備考(土質試験の内容等) ■ 防錆塗装の範囲は、高力ボルト接合の摩擦面及びコンクリートで被覆される以外の部分とする。錆止め □事務所 □共同住宅 □病院 □店舗 □倉庫 □工場 ■歩廊 ペイントは、 ■ JIS K 5674、 □ JIS K 5551、 □ JPMS 28、 ☐ JASS18 M-109、 □ 機械式定着工法 (7) 屋上付属物 を使用し、2回塗りを標準とするが、実状に応じて決定すること。 □ 大臣認定番号 □ 685 □キュービクル kN □高架水槽 kN 口広告塔 kN 口煙突 ■ 現場における高力ボルト接合部及び接合部の素地調整は入念に行い、塗装は工場塗装と同じ錆止め □ 785 □太陽光発電設備 高強度せん断補強筋 ペイントを使用し、2回塗りとする。 (8) 設計荷重 (7) 耐火被覆の材料 注1) 地盤調査及び試験杭の結果により、杭長さ、杭種、直接基礎の深さ、形状を変更する場合もある。 (a) 主な積載荷重 $(N/m^2)$ 溶接金網 □ 室名 地震用 (JIS G 3551) 屋根 0 0 0 7. 設備関係 ☆第129条の2の3の事項 ※ 設計が該当する場合には、■ 印を記入する。 5. 地業工事 注1) SD490をガス圧接する場合は施工前に試験を行うこと。 注2) 各継手の使用詳細については本仕様その2の9. (2) 鉄筋の項の鉄筋継手の項に □ にて表示すること。 ■ 特記以外の梁貫通孔は原則として設けない、設ける場合は設計者の承認を得ること。 (4) 鉄 骨 (1) 直接基礎 ■ ベタ基礎 ■ 布基礎 □ 独立基礎 試験掘口有口無 ■ 設備機器の架台及び基礎については工事監理者の承認を得ること。 ■ 床スラブ内に設備配管等を埋込む場合はスラブ厚さの1/3以下とし管の間隔を管径の3倍以上 深さ GL-0.735.GL-0.95 m、支持層ー砂礫層 、長期許容支持力度 30 kN/m² 載荷試験□有□無 種類 鋼 種 使用箇所 備考 かつ5cm以上を原則とする。 ■ SS400 □ SS490 大梁,小梁 JIS G 3101 (2) 地盤改良 ■浅層混合処理工法 □深層混合処理工法 □ ・ 建築物に設ける建築設備にあっては、構造耐力上安全なものとして、以下の構造方法による。 (b) 1次設計用地震力 ☐ SM490A ☐ SM490B ☐ SM490C JIS G 3106 ■ 建築設備(昇降機を除く。)、建築設備の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽のおそれがないものとすること。 深さ GL-1.235m, GL-1.45 m、支持層ー砂礫層 、長期許容支持力度 30kN/m² 載荷試験□有□無 Co= 0.3 Z= 1.0 Rt= 1.0 K(地下)= □ 屋上から突出する水槽、煙突、冷却塔その他これらに類するもの(以下「屋上水槽等」という。)は、支持構造部 □ SN400A □ SN400B □ SN400C ダイアフラム 注)「建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針:日本建築センター2018」を参考とする JIS G 3136 又は建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、建築物の構造耐力上主要な部分に、緊結すること。 (c)風荷重 ■ SN490B ■ SN490C ベースプレート □ 煙突の屋上突出部の高さは、れんが造、石造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の 〈3) 杭基礎 支持層-玉石混じり砂礫層 軽量形鋼 ☐ SSC400 JIS G 3350 地表面粗度区分 🎞 基準風速 Vo= 34 m/sec 場合は鉄製の支枠を設けたものを除き、90cm以下とすること。 表面処理軽量形鋼 □ SGH400 □ SGC400 木 積 材 料 施工法 備考/ (d)雪荷重 JIS G 3302 □ 煙突で屋内にある部分は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5cm以上とした鉄筋コンクリート造 ☐ BCR295 (TSC295) ※ MSTL- 0495同等品 又は厚さが25cm以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造とすること。 ■ 垂直積雪量 50 cm ■ 設計用雪荷重 20 N/m<sup>2</sup>/cm 口場所打ち □割増率 コンクリートFc= ■ 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備(給湯設備 を除く。)は □ BCP235 MSTL- 0278同等品 cm以下 ロリバースサーキュレーション (e) 特殊の荷重及び仕上材 コンクリート杭 スランプ ■ 風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。 角形鋼管 ☐ BCP325 MSTL- 0277同等品 kN ロエスカレーター ロエレベーター kN 基 口受水槽 セメント量 kg∕m³ □ アースドリル 年 月 日 ■ 建築物の部分を貫通して配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等 ☐ STKR400 ☐ STKR490 JIS G 3466 kg/m³ □ 拡底杭 □ 拡頭・拡底析 有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。 単位水量 ■ 管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は □ 鋼管補強杭 □ (9) 構造計算ルート(S造) 可撓継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。 ■ STK400 □ STK490 JIS G 3444 □ 深礎 「口 手掘 ■ 管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の X方向ルート 1 ー(2) Y方向ルート 1 ー(2) 建築用ターンバックル ■ SN400B ■ SNR400B JIS A 5540 (2008) 水平ブレース ☑機械掘 震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。 (10) 一次設計時用層間変形角(S造) □ 建築物に設ける第129条の3第1項第一号及び第二号に掲げる昇降機にあつては、第129条の4及び ※BCR295と同等製品(TSC295 MSTL-0385)の使用は可能とする。 第129条の5(これらの規定を第129条の12第2項において準用する場合を含む。)、 X方向 1/ 134 rad Y方向 1╱ 134 rad (5) ボルト等 | 既製杭・杭種 | 種類 材料 施工法 備考 第129条の6第一号、第129条の8第1項並びに第129条の12第1項第六号の規定 ■ 高力ボルト (11) 付帯工事 □ PRC □ I 種 □ II 種 □ II 種 □ 鋼材 🗆 口 埋め込み 認定 (第129条の3第2項第一号に掲げる昇降機にあつては、第129条の6第一号の規定を除く。)に適合すること。 ☐ F10T (JIS B 1186) (■ M16、■ M20、□ M22、□ M24、□ 鋼材□✓ □ 法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上水槽等にあっては、平成12年建設省告示第1389号 □ PHC □ A種 □ B種 □ C種 □ □ 打ち込み □門塀 □ 擁壁 □駐輪場 □機械式駐車場 □ により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとすること。 ■ S10T 大臣認定番号 ( MBLT-0125同等品 ) (■ M16、■ M20、□ M22、□ M24、□ □鋼管□□ |コンクリート□ FC85 | □ 年 月 日 (12) 特定天井 □ 給湯設備 は、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃対して安全上支障のない構造とすること。 □ 溶融亜鉛めっき高カボルト F8T 大臣認定番号 ( MBLT-0050同等品 ) (□ M16、□ M20、□ M22、□ M24、□ | コンクリートロ €C105 □ □ SC 満水時の質量が15Kgを超える給湯設備については、地震に対して安全上支障のない構造として、 口有 口無 平成12年建設省告示第1388号第5に規定する構造方法によること。 □ 施工計画書承認 ∕□ 杭施工結果報告書 (13) 屋根、床、壁 \*「給湯設備」:建築物に設ける電気給湯器その他の給湯設備で、屋上水槽等のうち給湯設備に該当するものを除いたもの ■ 中ボルト (JIS B 1180) M ■ 4. 8 (4T) □ 試験杭 ( 口 有・口 無) ╱( □ 打ち込み・□ 載荷・□ 孔壁測定)╮ 本 仕様・構法 材 種 型式 厚 その他 | 使用箇所 ■ アンカーボルト(構造用アンカーボルト) 構造図部材リストによる | 設計支持力(kN) | 杭の先端の深さ(m) | 本 数 特記事項 杭径(mm) 8. その他 (JIS A 5416) ロスライド ロボルト止め ■ SS400 M 16 L= 320 mm ナット(ロシングル、■ ダブル) 口壁 口床版 □ 押出し成形セメント版 ロロッキング ロ ■ ABR400 M 20 L= 400 mm ナット(ロシングル、■ ダブル)(JIS B 1220) ■ 諸官庁への届出書類は遅滞なく提出すること。 ロハーフPca版 ロPca版 厚 │□壁 □床版│□ ■ 各試験の供試体は公的試験機関にて試験を行い工事監理者に報告すること。 L= mm ナット(ロシングル、ロダブル) M ■ 必要に応じて記録写真を撮り保管すること。 | H= 90 厚 0.6 | ■屋根 □ 頭付スタッド (JIS B 1198) ■折 版 H= 厚 □庇 mm 使用箇所 (□柱 □大梁 □小梁) L= │ □ 特殊デッキプレート 大臣認定( ) 型式 厚 │□屋根 □床版│□ mm 使用箇所 (□柱 □大梁 □小梁) 構造設計者 株式会社 コンパース 一級建築士事務所 香川県知事登録第1232号 一級建築士大臣登録番号 第325498号 構造設計一級建築士証交付番号 第8572号 戸田 友一 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 → 工事名 R6営繕 第2三好寮・三好市地域利便性施設 ●図面番号 宮 建 築 設 計 徳島県県土整備部営繕課 (仮称) 三・池田 新築工事建築(2) S-001 徳島市福島1丁目5番6号 ●図面名 構造設計特記仕様(1) ●縮尺 TEL (088) -625-5505 (代)

管理建築士 清水 康代 1級333707

# 構造設計特記仕様

・適用は ■ 印を記入する。

# 9. 鉄筋コンクリート工事

### (1)コンクリート

鉄筋コンクリート工事の施工に関しては記載無きは、JASS 5 2018 による。

### (a)コンクリートの仕様

本仕様書では、JASS 5に規定する普通骨材を用いた一般仕様のコンクリートを「普通コンクリート」 と定義し、表9. 1に示す様に設計基準強度が36N/mm<sup>2</sup>以下のコンクリートについてはJASS5の3節~11節 を適用し、36N/mm<sup>2</sup>を超えるコンクリートについてはJASS5の17節(高強度コンクリート)を適用する。 また、設計基準強度もしくは品質基準強度と構造体強度補正値から定める調合管理強度以上とし、 発注するレディーミクストコンクリートの呼び強度が表9.2に示すJIS規格外となる場合は、法第37条 の大臣認定を受けた製品を用いる必要がある。

軽量コンクリートについてはJASS 5の14節によること。

表9.	1 コンク	リート圧	縮強度	(N/r	m <sup>2</sup> ) (	こ応じ	た仕れ	様書の	使い	分け			
設計基準強度 Fc	18 21	24 27	30	33	36	39	42	45	48	51	54	57	60
JASS 5での区分	:	普通コンク	フリート	-				高強	度コン	ノクリ	<b>—</b> ト		

表9.2 レディーミクストコンクリートのJIS規格品 調合管理強度 (N/mm²) | 21 | 24 | 27 | 30 | 33 | 36 | 39 | 42 | 45 | 48 | 51 | 54 | 57 | 60 | 60超

|呼び強度(JIS規格品)| 21 | 24 | 27 | 30 | 33 | 36 | 40 | 42 | 45 | 50 | 55 | 55 | 60 | 60 | ※ ※印は規格外

### (b)品質と施工

- 構造体の計画供用期間の級は特記による。特記が無い場合は標準とする。( ) は耐久設計基準強度Fd □ 超長期 (36) ■ 標準(24) □ 長期(30)
- コンクリートはJIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) に適合するJIS認証工場の製品 とする。
- 設計基準強度が36N/mm<sup>2</sup>を超えるコンクリートを扱うレディーミクストコンクリート工場は、 「高強度コンクリート」の製品認証を受けているか、建築基準法第37条第二号によって国土交通大臣が 指定建築材料として認定した高強度コンクリートの製造工場とする。
- レディーミクストコンクリート工場および高強度コンクリートを打設する施工現場には、コンクリート 主任技士またはコンクリート技士、あるいはこれらと同等以上の知識経験を有すると認められる技術者 が常駐していなけれならない。
- 施工者は、工事に先立ち、コンクリートの調合・製造計画、施工計画、品質管理計画書を作成し、 工事監理者の承認を得ること。
- フレッシュコンクリートの流動性は、スランプまたはスランプフローで表し、調合管理強度が 33N/mm<sup>2</sup>以上の場合スランプ21cm以下、33N/mm<sup>2</sup>未満の場合スランプ18cm以下とし 設計基準強度が36N/mm<sup>2</sup>超45N/mm<sup>2</sup>未満の場合はスランプ21cm以下またはスランプフロー50cm以下、 設計基準強度が45N $\angle$ mm $^2$ 以上の場合はスランプ23cm以下またはスランプフロー60cm以下とし、 特記による。
- コンクリートに含まれる塩化物量は、塩化物イオン量として0. 3kg/m³以下とする。
- コンクリートの練混ぜから打込み終了までの時間は、原則として120分を限度とする。
- コンクリート打込み時の自由落下高さは、コンクリートが分離しない範囲とする。
- 打継ぎ部は構造的に影響の少ない位置を選び打継ぎ処理を行い、打込み前に十分な水湿しを行う。
- 打込み後の湿潤養生の期間は、セメントの種類および設計基準強度に応じて3日以上とする。

# (c) 調合および構造体コンクリート強度

# i)高強度コンクリート

□ 調合強度を定めるための基準とする材齢は、特記による。特記のない場合は28日とする。 □ 構造体コンクリート強度を保証する材齢は、特記による。特記のない場合は91日とする。 □ 構造体コンクリート強度は、次の①または②を満足するものとする。

① 標準養生した供試体による場合、調合強度を定めるための基準とする材齢において 調合管理強度以上とする。

② 構造体温度養生した供試体による場合、構造体コンクリート強度を保証する材齢において 設計基準強度に3N/mm<sup>2</sup>加えた値以上とする。

# □ 調合管理強度は、以下による。

- $_{H}F_{m}=F_{c}+_{m}S_{n}$  (N/mm<sup>2</sup>)
- "F":高強度コンクリートの調合管理強度(N/mm²)
- F<sub>c</sub>: コンクリートの設計基準強度(N/mm²)
- "S。: 高強度コンクリートの構造体強度補正値でJASS 5による。

□ 調合強度は標準養生供試体の圧縮強度で表すものとし、下記の両式を満足するように定める。  $_{H}F \ge _{H}F_{m} + 1$ .  $73 \sigma_{H} (N/mm^{2})$ 

# $_{H}F \ge 0.85_{H}F_{m} + 3\sigma_{H} (N/mm^{2})$

- нF:高強度コンクリートの調合強度 (N/mm²)
- σ<sub>н</sub>:高強度コンクリートの圧縮強度の標準偏差(N/mm²)で、レディーミクスト コンクリート工場の実績による。実績がない場合は、0.1(Fc+mSn)とする。

### ii)普通コンクリート

■ 調合を定めるための基準とする材齢は、原則として28日とする。

■ 構造体コンクリート強度は表9.3を満足すれば合格とする。 表9.3 構造体コンクリートの圧縮強度の判定基準

供試体の養生方法	試験材齢 (1)	判定基準
標準養生(2)	28 日	X≧F <sub>m</sub>
コア	91 日	X≧Fq

### ただし、X:1回の試験における3個の供試体の圧縮強度の平均値(N/mm²)

- F<sub>m</sub>:コンクリートの調合管理強度(N/mm²)
- F<sub>。:</sub> コンクリートの品質基準強度(N/mm²)
- [注](1)早い材齢において試験を行い、合否判定基準を満たした場合は、合格とする。 (2)工事監理者の承認を得て、供試体成型後、翌日までは20±10℃の日光および風が直接
- \*標準養生供試体の代わりにあらかじめ準備した現場水中養生供試体によることができる。 その場合の判定基準は材齢28日までの平均気温が20℃以上の場合は、3個の供試体の圧縮強度 の平均値が調合管理強度以上であり、平均気温が20℃未満の場合は、3個の供試体の圧縮強度 の平均値から3N/mm<sup>2</sup>を減じた値が品質基準強度以上であれば合格とする。

当たらない箇所で、乾燥しないように養生して保管することができる。

\*コア供試体の代わりにあらかじめ準備した現場封かん養生供試体によることができる。 その場合の判定基準は材齢28日を超え91日以内のn日において3個の供試体の圧縮強度の平均値 から3N/mm<sup>2</sup>を減じた値が品質基準強度以上であれば合格とする。

#### ■ 調合管理強度は、以下による。

- $F_m = F_a + M_B (N / mm^2)$
- F<sub>m</sub>:コンクリートの調合管理強度(N/mm²)
- F<sub>。:</sub> コンクリートの品質基準強度(N/mm²)
- "S。: 標準養生した供試体の材齢m日における圧縮強度と構造体コンクリートのn日に おける圧縮強度の差による構造体強度補正値(N/mm²)
- 調合強度は標準養生した供試体の材齢m日における圧縮強度で表すものとし、下記の両式を 満足するように定める。調合強度を定める材齢m日は、原則として28日とする。
- $F \ge F_m + 1$ .  $73 \sigma$   $(N / mm^2)$
- $F \ge 0$ .  $85F_m + 3\sigma$  (N/mm<sup>2</sup>)
- F:コンクリートの調合強度(N╱mm²)
- σ:使用するコンクリートの圧縮強度の標準偏差(N/mm²)で、レディーミクストコンクリート 工場の実績による。実績のない場合は2. 5N/mm²、または0. 1Fmの大きい方の 値とする。
- 品質基準強度Fqは、設計基準強度Fcおよび耐久設計基準強度Fd以上の値とし、特記による。 特記がない場合は、設計基準強度Fcまたは耐久設計基準強度Fdの大きい方の値とする。

は±10cmとする。

- フレッシュコンクリートの塩化物測定は、原則として工事現場で(一財)国土開発技術センターの技術 評価を受けた測定器を用いて行い、試験結果の記録及び測定器の表示部を一回の測定ごとに撮影した 写真(カラー)を保管し、工事監理者の承認を得る。測定検査の回数は、通常の場合1日1回以上とし 1回の検査における測定試験は、同一試料から取り分けて3回行い、その平均値を試験値とする。
- スランプの許容差は、普通コンクリートの場合、スランプが18cm以下の場合±2.5cm、21cmの場合 ±1.5cm(呼び強度27以上で高性能AE減水剤を使用する場合は±2cm)とする。 高強度コンクリートの場合は、スランプが18cm以下の場合±2.5cm、21cm以上の場合±2cmとし、 スランプフローの許容差は、目標スランプフローが50cm以下の時は±7.5cm、50cmを超える時
- 使用するコンクリートの圧縮強度試験は、普通コンクリートでは標準養生を行った供試体を用いて材齢 28日で行い、1回の試験は打込み工区ごと、打込み日ごと、かつ150m3またはその端数ごとに3個の供試体 を用いて行う。3回の試験で1検査ロットを構成する。
- 高強度コンクリートでは、打込み日かつ300m3ごとに検査ロットを構成して行う。1検査ロットにおける 試験回数は3回とする。検査は適当な間隔をあけた任意の3台のトラックアジテータから採取した合計 9個の供試体による試験結果を用いて行う。検査に用いる供試体の養生方法は標準養生とする。
- 構造体コンクリートの圧縮強度の検査は普通コンクリートでは、打込み工区ごと、打込み日ごと、かつ 150m3またはその端数ごとに1回行う。1回の試験には適当な間隔をおいた3台の運搬車から1個ずつ採取 した合計3個の供試体を用いる。
- 高強度コンクリートでは打込み日、打込み工区かつ300m3ごとに行う。検査には適当な間隔をあけた任意 の3台のトラックアジテータから採取した合計9個の供試体を用いる。検査に用いる供試体の養生方法は 標準養生または構造体温度養生とする。
- 使用するコンクリートの圧縮強度の判定は、JASS5による。
- 構造体コンクリートの圧縮強度の判定は、(c)調合および構造体コンクリート強度による。
- コンクリートの試験は、公的試験機関、または第三者機関で行うこととし、第三者機関による場合は 工事監理者の承認を得ること。

### (2) 鉄 筋

- 鉄筋はJIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼)に適合するものを用いる。溶接金網および鉄筋格子は、 JIS G 3551 (溶接金網および鉄筋格子) に適合するものを用いる。
- □ 高強度せん断補強筋は、技術評価を取得し、建築基準法第37条の材料認定を受けたものを用いる。
- 鉄筋の加工寸法、形状、鉄筋の継手位置、継手の重ね長さ、定着長さは「鉄筋コンクリート構造配筋 標準図(1)~(3)」による。
- 鉄筋の継手は重ね継手、ガス圧接継手、機械式継手または溶接継手によることとし、鉄筋径と使用箇所 を定め特記による。

#### 表9.4 鉄筋の継手 継手の位置等の設計条件による仕様・等級 鉄筋の径 使用箇所 鉄筋継手工法 (2)(1)以外の部位<sup>(注)</sup>| (1)引張力最小部位 A 級 B 級 SA級 ■ D ( 16 ) 以下 |■ 重ね継手 | 標準図による |■ 圧接継手 |■ 告示1463号第2項各号 ■ D ( 19 ) 以上 │□ 溶接継手 │□ 告示1463号第3項各号 口 D ( ) 以上 □ 機械式継手 □ 告示1463号第4項各号

|注)(1)以外の部位に設ける継手は、平成12年告示第1463号ただし書きに基づき、日本鉄筋継手協会、 日本建築センター等の認定・評定等を取得した継手工法の等級で、構造計算にあたって『鉄筋継手 使用基準(2020年版建築物の構造関係技術基準解説書)』によって検討した部材の条件・仕様

- 機械式継手および圧接継手および溶接継手は(公社)日本鉄筋継手協会「鉄筋継手工事標準仕様書」に よる他、所要の品質が得られるように工事計画および工事管理計画を定めて、工事監理者の承認を
- ガス圧接の施工は、強風時または降雨時には原則として作業を行わない。ただし、風除け・覆いなどの
- 設備をした場合には、工事監理者の承認を得て作業を行うことができる。 ■ 圧接技量資格者は、(公社)日本鉄筋継手協会によって認証された技量適格性証明書を工事監理者に 提出し、承認を受ける。
- □ 機械式鉄筋定着工法に用いる定着板には信頼できる機関による性能証明書等を取得した定着金物 を用いる。
- (b)検査

#### 継手部の検査方法

各継手工法ごとの検査は平12建告1463号による他、具体的な検査方法は、(公社)日本鉄筋 継手協会の仕様書を参照のこと。

表9.5 継手の検査

	継手方法	継手方法 外観検査				引張試験				超音波探傷試験		
1	ガス圧接	■有	100	%	口有	■無	% 個		有	口無	30箇所/ロッ	٢
2	溶接	口有		%	口有	口無	% 個		有	口無	%	個
3	機械式	口有		%					有	口無	%	個

- ガス圧接部分の検査を超音波探傷検査によって行う場合、最初の数ロットについては引張試験も併用し、「※ JASS 5では普通コンクリートの場合計画供用期間の級が標準にあっては5N/mm²以上、長期及び超長期の場合 1回の引張試験は5本以上とする。(1ロットは同一作業班が同一日中に作業した圧接箇所で 200箇所 程度とする。)
- 鉄筋の継手の試験・検査は、公的試験機関、または第三者機関で行うこととし、(公社)日本鉄筋継手 協会「鉄筋継手部検査技術者技量検定規定」によって認定された技術者が行うこと。

#### (3) かぶり厚さ

- 最小かぶり厚さは、表9.6に規定する設計かぶり厚さを10mm減じた値とする。
- 設計かぶり厚さは、コンクリート打込み時の変形・移動などを考慮して、最小かぶり厚さが 確保されるように、部位・部材ごとに定めるものとし、表9.6以上の値とする。

	表9.6	設計かぶり厚さ	(単位:mm)				
構造体	の計画供用期間の級	標準	・長期	超長期			
	部材の種類	屋内	屋 外 (2)	屋内	屋 外 (2)		
構造部材	柱・梁・耐力壁	40	50	40	50		
伸起即物	床スラブ・屋根スラブ	30	40	40	50		
-15 1# <b>&gt;#</b> +p	構造部材と同等の耐久性を 要求する部材	30	40	40	50		
非構造部材	計画供用期間中に維持保全 を行う部材 <sup>(1)</sup>	30	40	(30)	(40)		
	る柱・梁・壁・床および り部分、擁壁の壁部分	50					
基礎、擁壁の	基礎・底盤	70					

- |注) (1)計画供用期間の級が超長期で計画供用期間中に維持保全を行う部材では、維持保全の周期に応じて
  - (2) 計画供用期間の級が標準、長期および超長期で、耐久性上有効な仕上げを施す場合は、屋外側では 設計かぶり厚さを10mm減じることができる。
- 完成した構造体の各部位における最外側鉄筋のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。
- コンクリート構造体に誘発目地・施工目地などを設ける場合は、建築基準法施工令第79条に規定 する数値を満足し、構造耐力上必要な断面寸法を確保し、防水上および耐久性上有効な措置を 講じれば上記によらなくても良い。

# (4) 型 枠

- 型枠および支保工の存置期間は、昭63年建告第1655号に基づき下表による。
- 表9. 7 型枠存置日数 昭和46年建設省告示第110号(昭和63年改正建設省告示第1655号)

	種類		ť	き 板				
部位		基礎、梁	側、柱、壁	スラブ	下、梁下	スラ	梁下	
	` \ セメント	早強ポルト ランドセメント	普通ポルト ランドセメント	早強ポルト ランドセメント	普通ポルト ランドセメント	早強ポルト ランドセメント	普通ポルト ランドセメント	早強ポルト ランドセメント
	の種類		高炉セメント A種		高炉セメント A種		高炉セメント A種	普通ポルト ランドセメント
			シリカセメント A種		シリカセメント A種		シリカセメント A種	高炉セメント A種
١	存置期間\ の平均気温\							シリカセメント A種
コンク	15℃以上	2	3	4	6	8	17	28
リート の材令	5°C~15°C	3	5	6	10	12	25	28
(日)	5℃未満	5	8	10	16	15	28	28
コン	ー クリートの	* 5. 0	N /mm2	=ル=1甘 淮 2	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	設計基準強度の		
圧	縮強度	5. 0	N/mm <sup>2</sup>	以 武 本华 5	鱼度の50%	85	100%	

- は10N/mm<sup>2</sup>以上、または高強度コンクリートの場合は10N/mm<sup>2</sup>以上。
- |注)|1||片持ち梁、庇、スパン9. Om以上の梁下は、工事監理者の承認による。 |注)2 大梁の支柱の盛替えは行わない。また、その他の梁の場合も原則として行わない。
- |注)3 支柱の盛替えは、必ず直上階のコンクリート打ち後とする。
- |注)4 盛替え後の支柱頂部には、厚い受板、角材または、これに代わるものを置く。
- | 注) 5 支柱の盛替えは、小梁が終わってからスラブを行う。一時に全部の支柱を取り払って盛り替えをしてはならない。 |注)6 直上階に著しく大きい積載荷重がある場合においては、支柱(大梁の支柱を除く)の盛替えを行わないこと。
- | 注) 7 支柱の盛替えは、養生中のコンクリートに有害な影響をもたらすおそれのある振動または衝撃を与えないよう に行うこと。

構造設計者 株式会社 コンパース

一級建築士事務所 香川県知事登録第1232号 一級建築士大臣登録番号 第325498号 構造設計一級建築士証交付番号 第8572号 戸田 友一

1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 宮 建 築 設 計 徳島市福島1丁目5番6号 TEL (088) -625-5505 (代)

●工事名 R6営繕第2三好寮・三好市地域利便性施設 徳島県県土整備部営繕課 (仮称) 三・池田 新築工事建築(2)

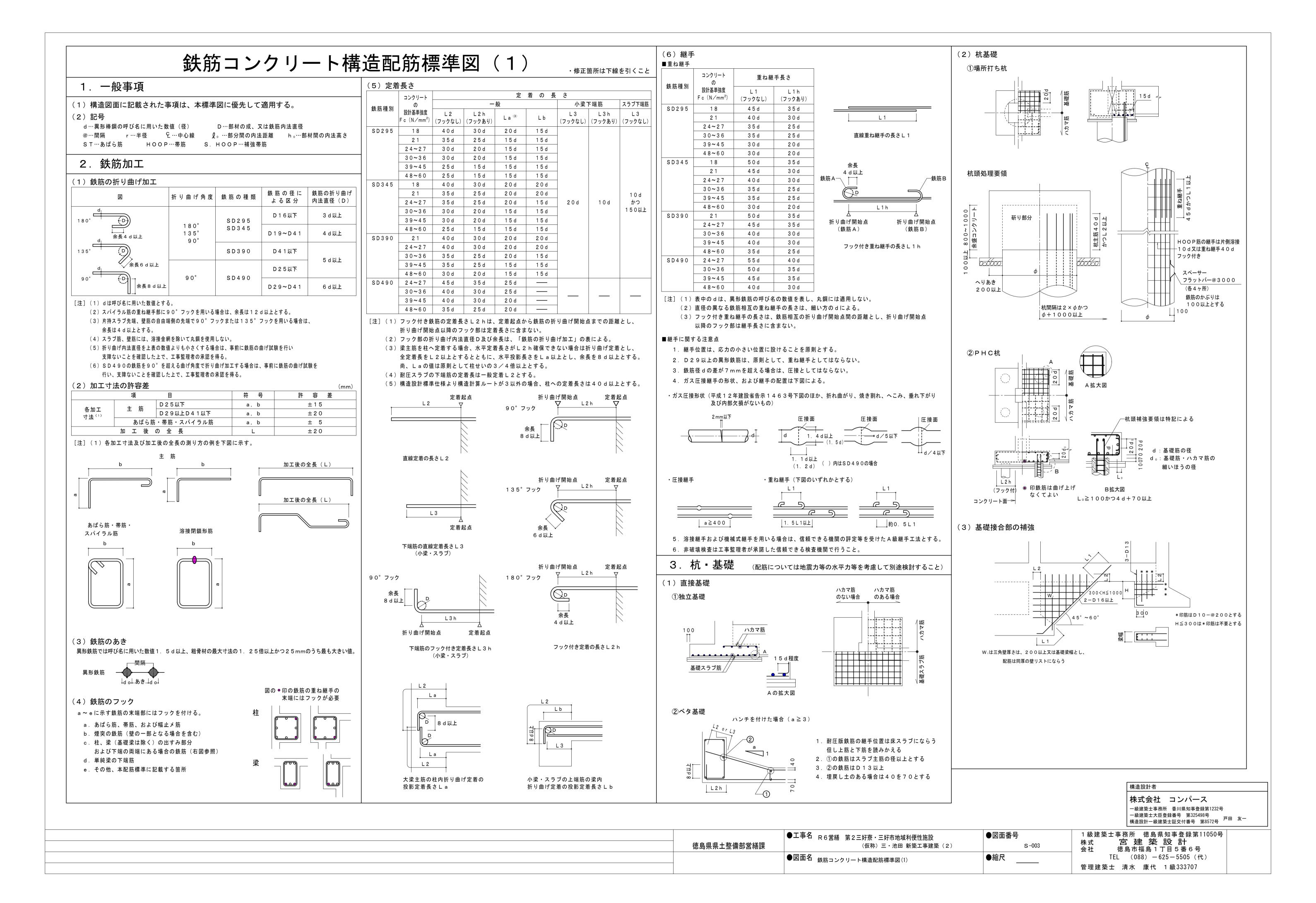
●図面名 構造設計特記仕様(2)

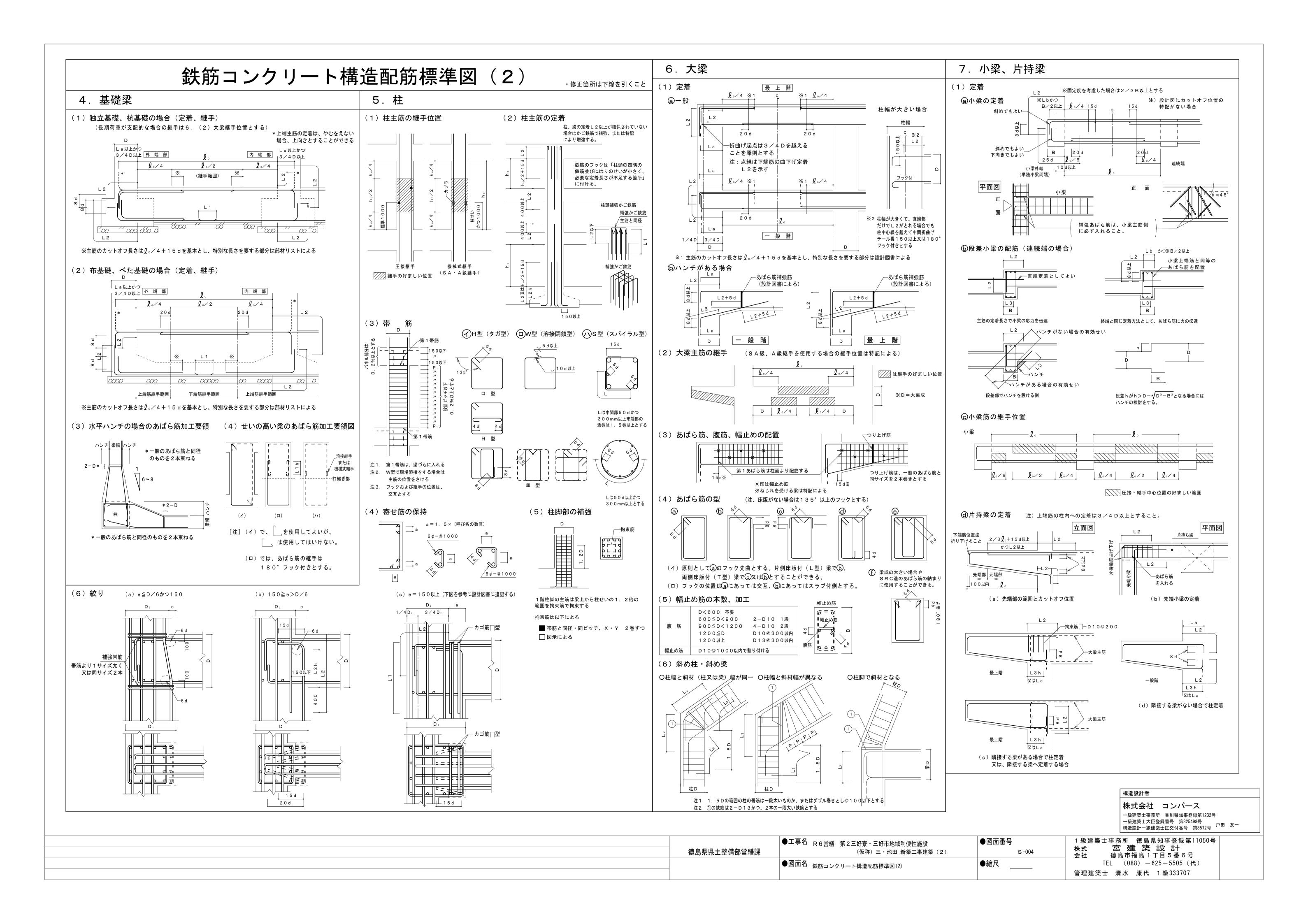
●縮尺

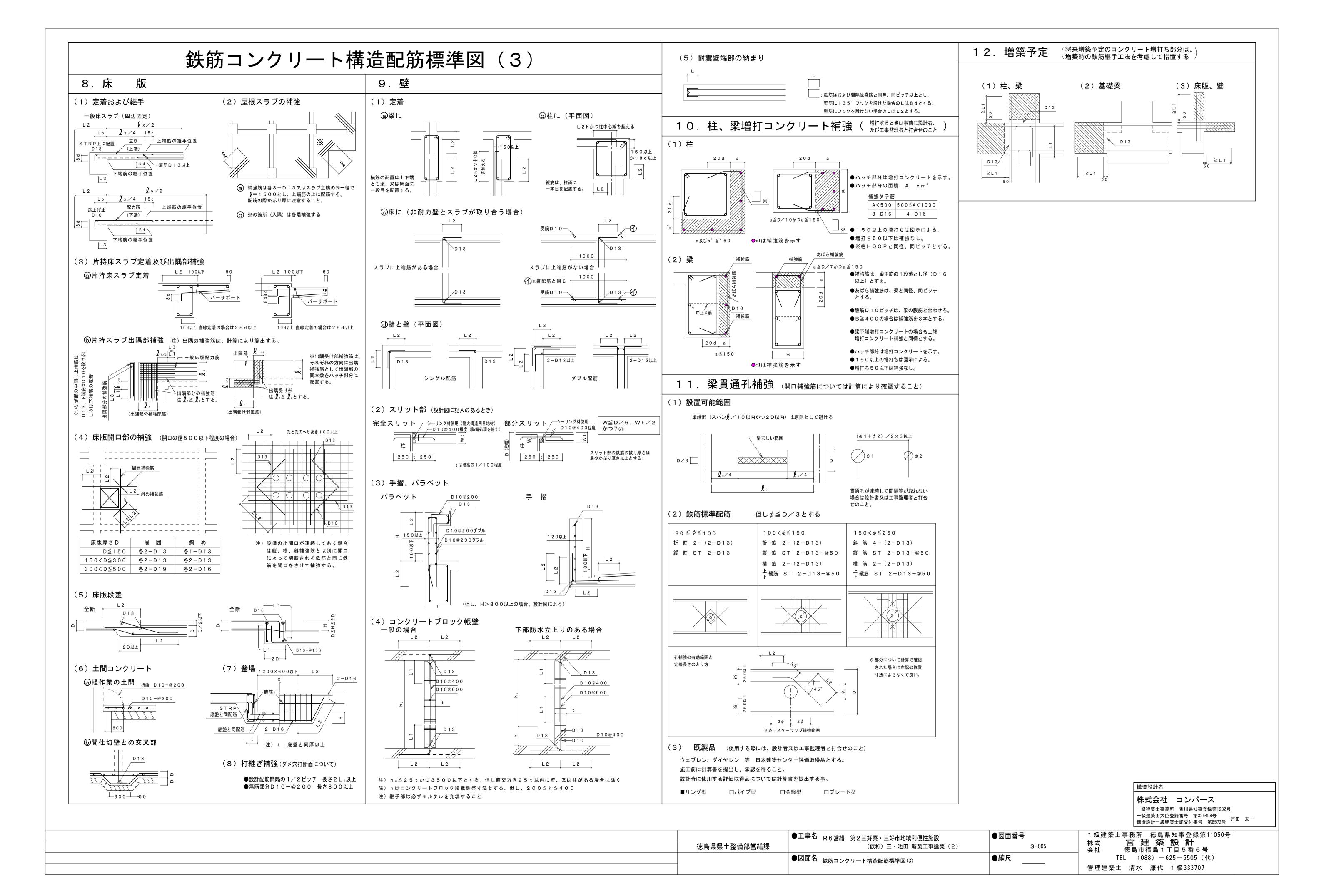
●図面番号

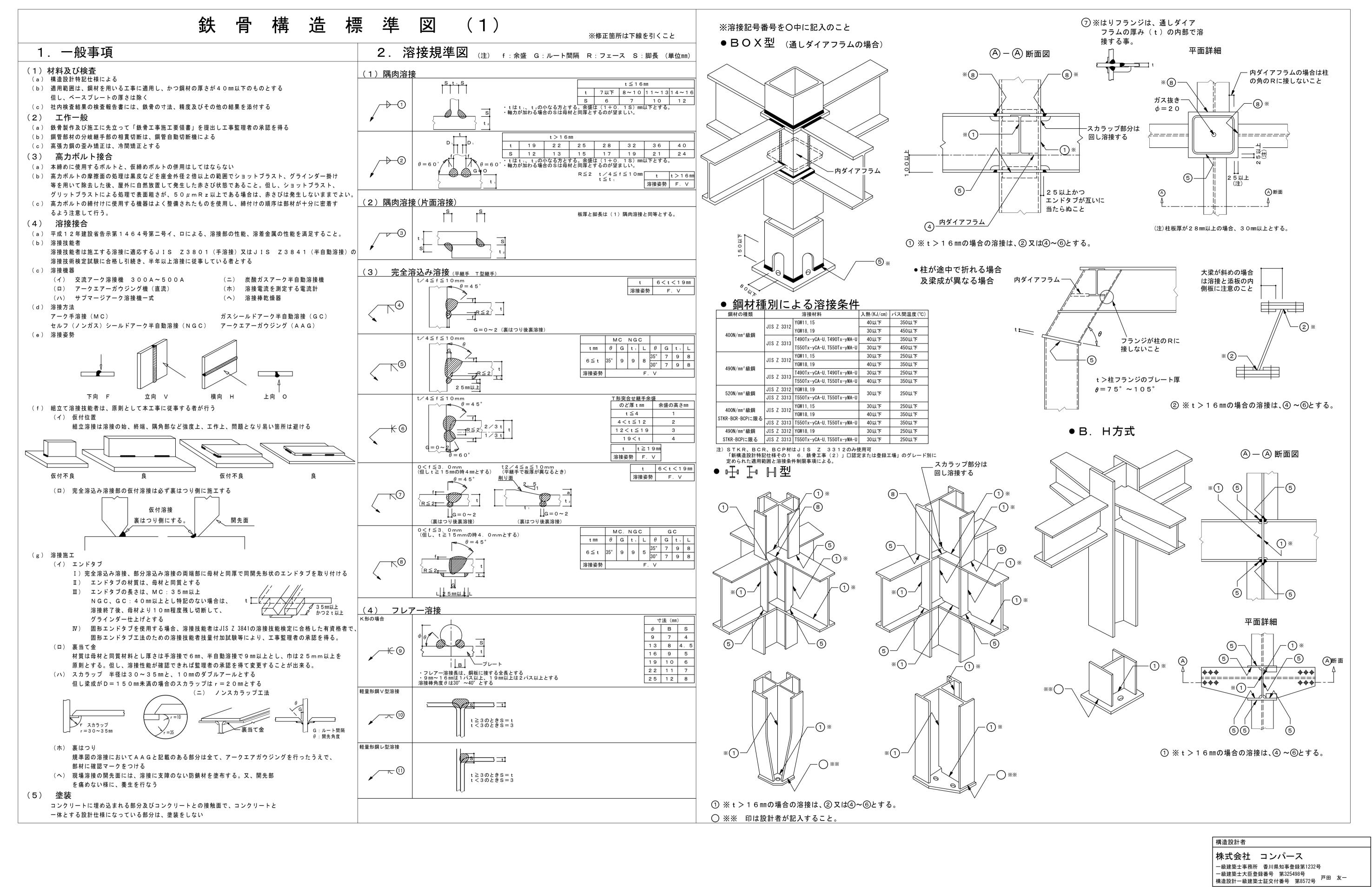
S-002

管理建築士 清水 康代 1級333707



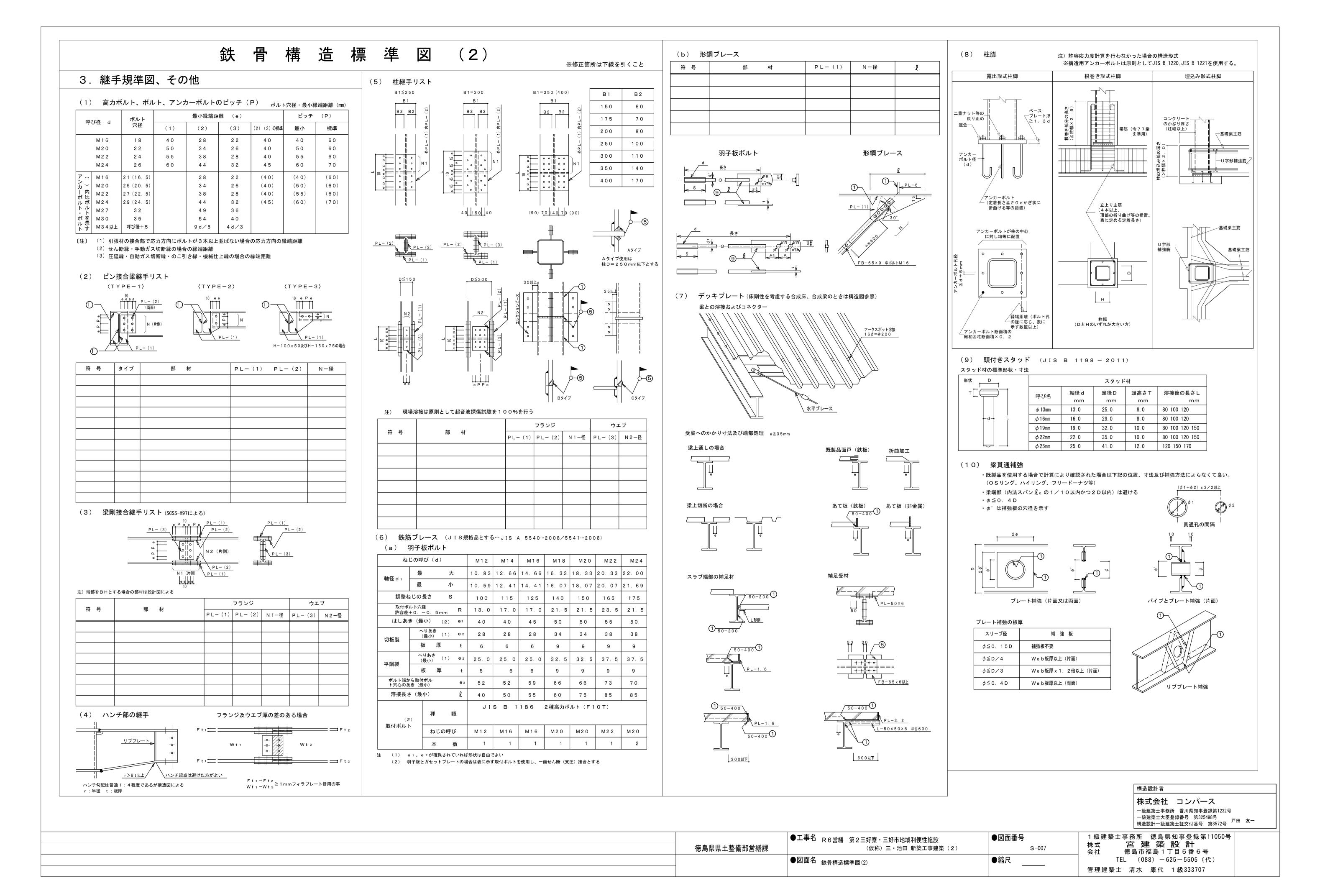


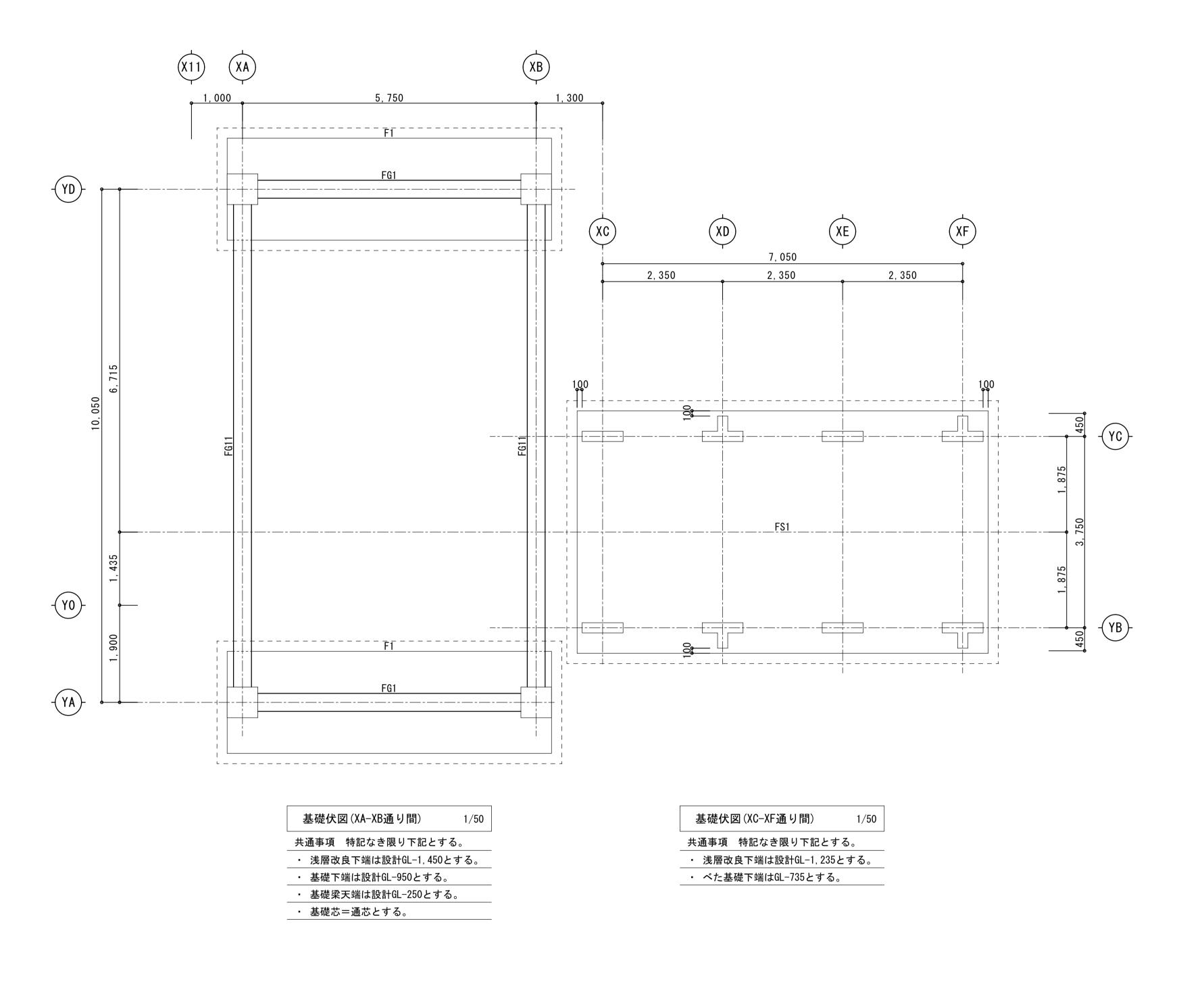




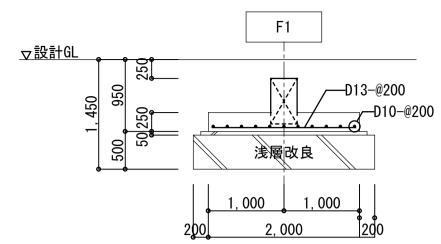
徳島県県土整備部営繕課

●工事名 R6営繕 第2三好寮・三好市地域利便性施設 ●図面番号 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 宮建築設計 (仮称) 三・池田 新築工事建築(2) S-006 徳島市福島1丁目5番6号 ●図面名 鉄骨構造標準図(1) ●縮尺 TEL (088) -625-5505 (代) 管理建築士 清水 康代 1級333707



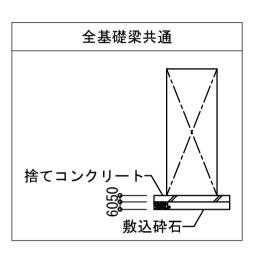


注) 基礎下端にて長期許容支持力30kN/m²を確保する。

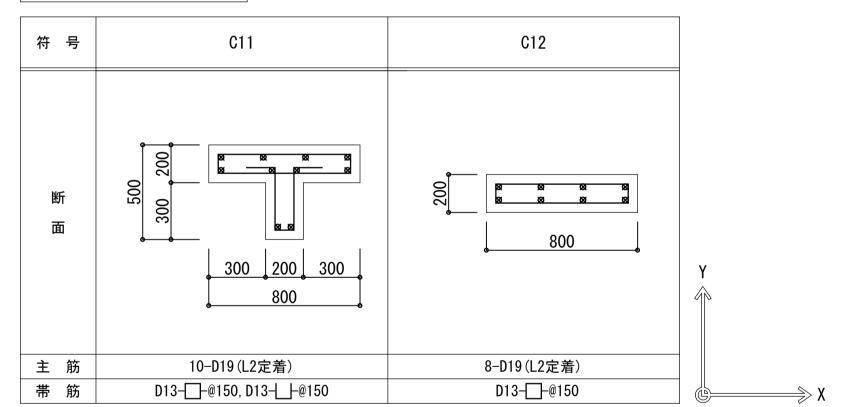


# 基礎梁リスト 1/30

符号	ı	FG11	
位 置	<b>声端</b>	中央	全断
	▽設計GL	•	
断面	350	600	350
上端筋	3-D19	5-D19	3-D19
下端筋	3-D19	3-D19	3-D19
肋 筋	D10-	<u> </u>	D10@200
腹筋	1X	2-D10	1X2-D10



RC柱リスト	1/20
--------	------



# スラブリスト

徳島県県土整備部営繕課

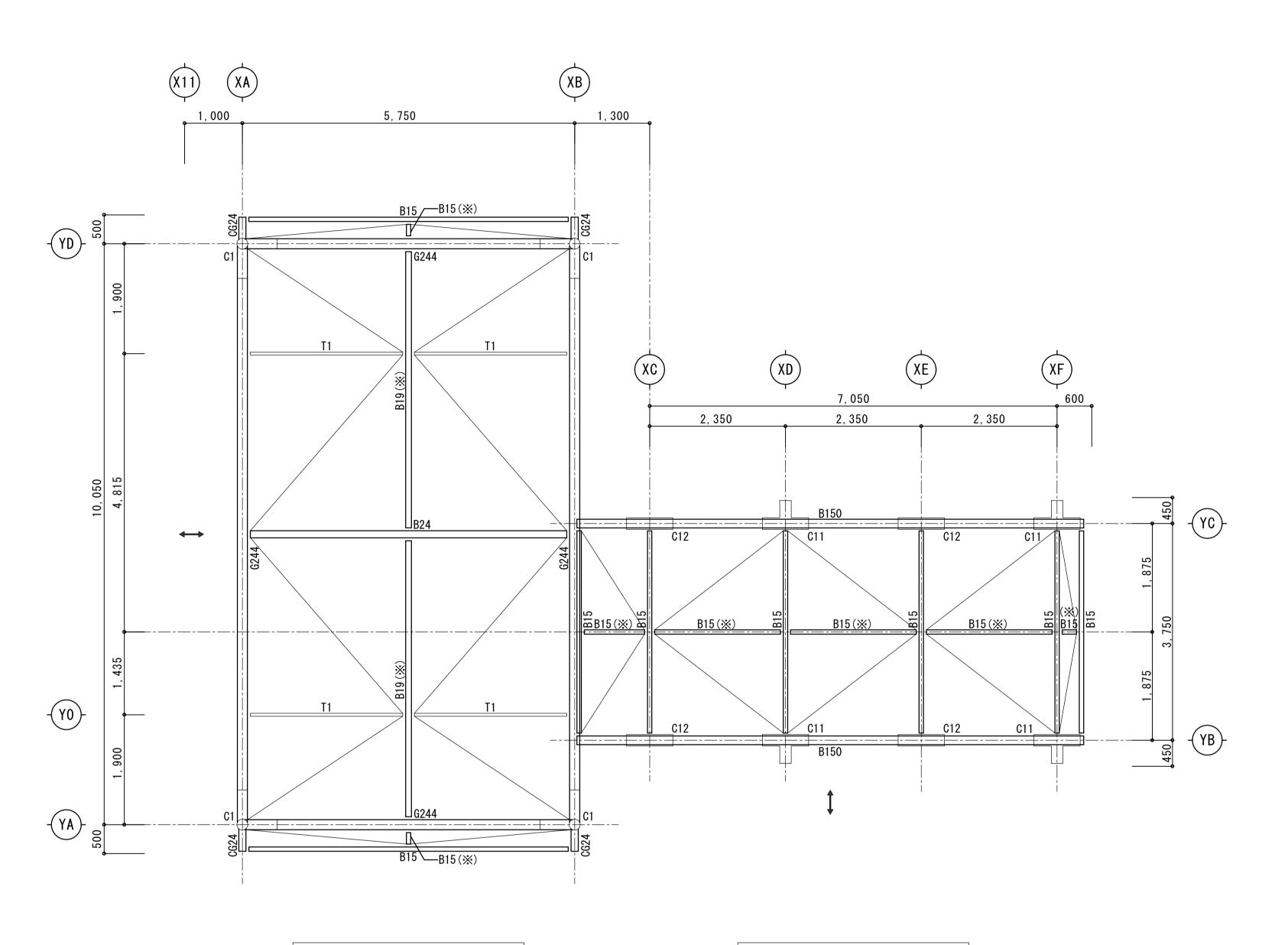
記	号	版厚	位	置	短辺方向	長辺方向	備 考
FS	11	250	上	筋	D16-@200	D13-@200	耐圧版下浅層改良 H=500mm セメント系固化材60kg/m <sup>3</sup>
13	)	250	下	筋	D16-@200	D13-@200	

構造設計者 株式会社 コンパース

イ木式 云 イエ コンハー 人 一級建築士事務所 香川県知事登録第1232号 一級建築士大臣登録番号 第325498号 戸田 友一 構造設計一級建築士証交付番号 第8572号

●工事名	R6営繕 第2三好寮・三好市地域利便性施設	●図面番号	
	(仮称) 三・池田 新築工事建築(2)	S-008	
●図面名	歩廊 基礎伏図, RC部材リスト	●縮尺 A1:1/ 50, 30, 20	
		A3:1/100, 60, 40	1

1 級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号株式 **宮 建 築 設 計**会社 徳島市福島1丁目5番6号 TEL (088) -625-5505(代)管理建築士 清水 康代 1級333707



設計GL+5,700伏図 1/50 共通事項 特記なき限り下記とする。 ・ 水平ブレースは、HV1とする。 ・ (※)の梁は他の梁より50上げる。

Y方向の大梁上にはC-100x50x20x3.2を設ける。梁継手位置は、柱芯より600とする。

柱芯=通芯とする。

・ ◆ は、折版(H=90 t=0.6)流し方向を示す。

設計GL+2,850伏図 1/50

共通事項 特記なき限り下記とする。

水平ブレースは、HV1とする。(※)の梁は他の梁より50上げる。

X方向の梁上にはC-100x50x20x3.2を設ける。

柱芯=通芯とする。

徳島県県土整備部営繕課

・ ◆── は、折版(H=90 t=0.6)流し方向を示す。

A3:1/100

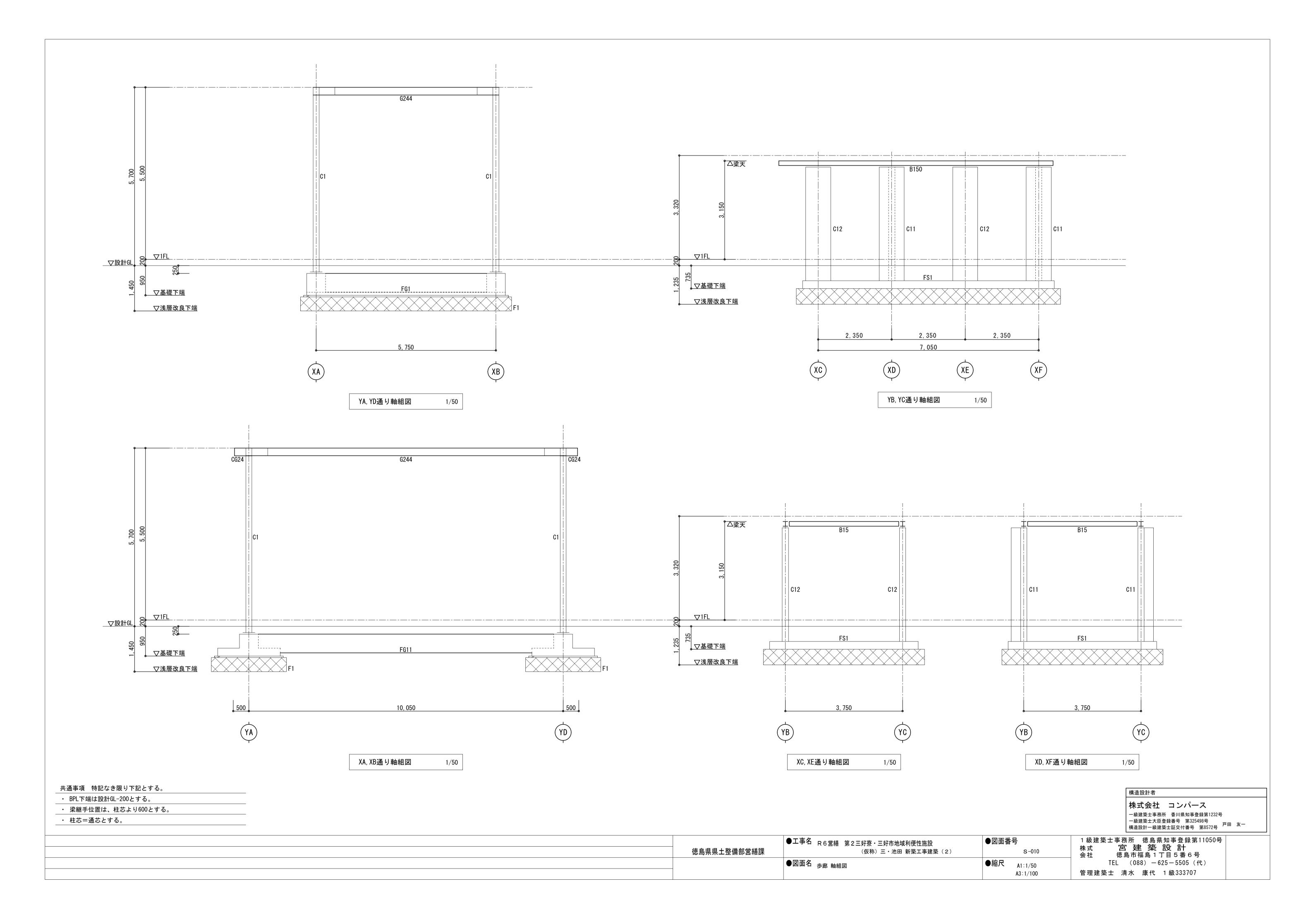
株式会社 コンパース 一級建築士事務所 香川県知事登録第1232号 一級建築士大臣登録番号 第325498号 構造設計一級建築士証交付番号 第8572号

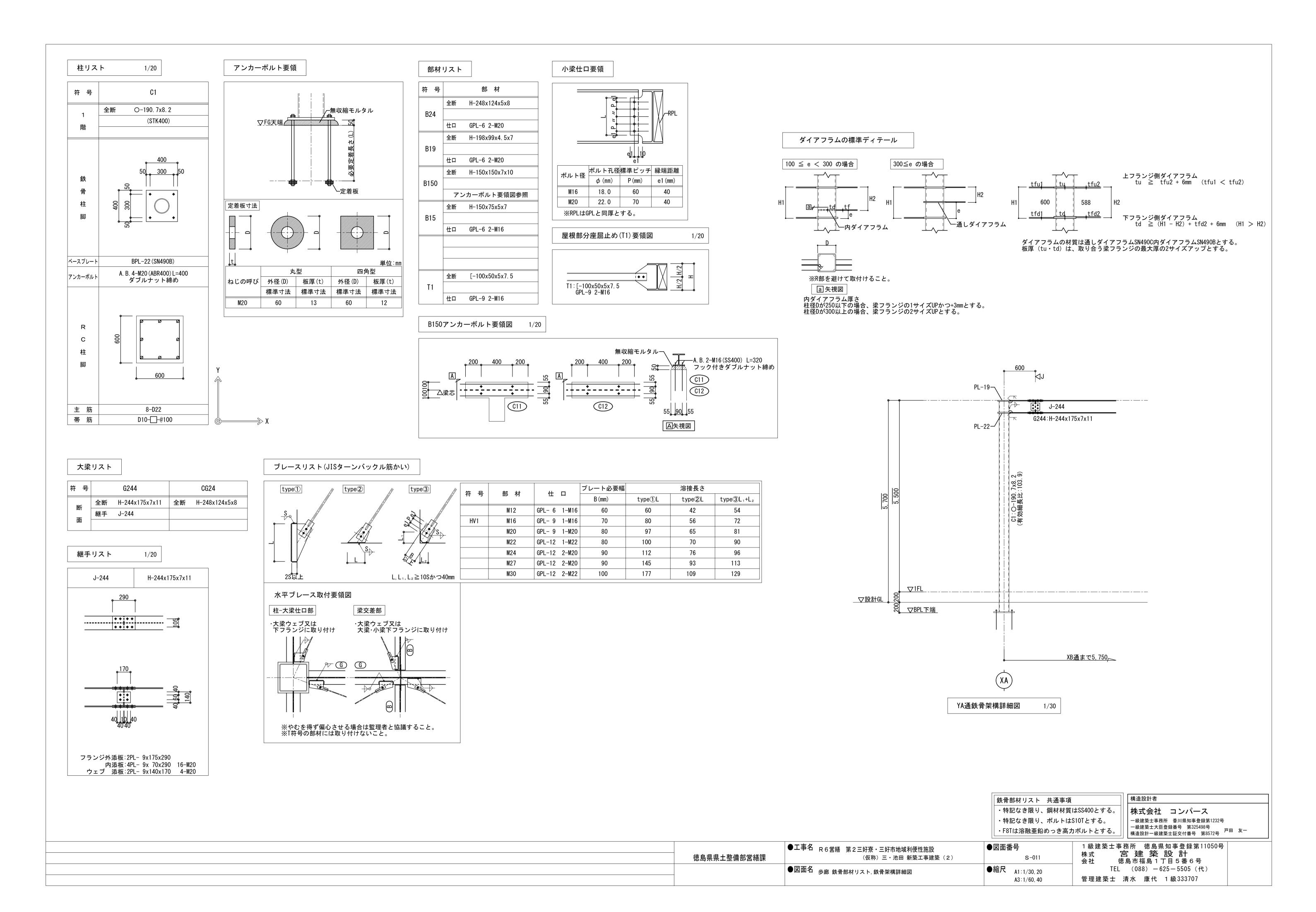
 ●工事名 R6営繕 第2三好寮・三好市地域利便性施設 (仮称) 三・池田 新築工事建築(2)
 ●図面番号 S-009

 ●図面名 歩廊 1階柱R階梁伏図
 ●縮尺 A1:1/50

1 級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 株式 **宮 建 築 設 計** 会社 徳島市福島 1 丁目 5 番 6 号 TEL (088) -625-5505(代) 管理建築士 清水 康代 1 級333707

構造設計者





## III. 電気設備工事特記仕様書

### 1章 一般共通事項

#### |1. 官公署その他への届出手続等|

- (1) 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。 「官公署その他への届出手続等は(標仕<1> 1.1.3)により行う。なお,監理指針<1>1.1.3を参考とする。 ・自家用電気工作物の保安規程 ( ・ 本工事に関し定める ・ ① 既存施設の保安規程を適用(改修・増築等))
- ・既存施設の保安規程を適用する場合の工事,維持,運用に関する保安業務( ⊙ 本工事 ・ 別途 ) (2)官公署その他への届出手続等を行うにあたり,届出内容について,あらかじめ監督員に報告する。
- (3) 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

### |2. 機材の品質等|

- (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等 のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行す る品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。

①品質及び性能に関する試験データを整備していること。

②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。

③法令等で定める許可,認可,認定又は免許を取得していること。

④製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

⑤販売、保守等の営業体制を整えていること。

品目	機が材を名がき、注が記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤(OA盤・実験盤を含む),制御盤,キュービクル式配電盤
	高圧スイッチギヤ (CW形, PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器,高圧進相コンデンサ,高圧限流ヒューズ,高圧負荷開閉器
	高圧変圧器(特定機器), 高圧避雷器
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池,制御弁式据置鉛蓄電池,据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
	シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	常時インバータ給電方式 (定格出力300kVA以下のもの) , ラインインタラクティブ方式
	常時商用給電方式、常時インバータ給電方式(簡易型)
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置
	※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、
	太陽電池アレイ及び接続箱を除く。
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	簡易形監視制御装置,監視制御装置

- (3)機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- (4)機材の検査に伴う試験については,標仕 <1>1.4.5により行う。また,製造者において試験方法を定めている項目につ いては、試験要領書を提出する。

### 2章 共通工事·関連工事

# 1. 耐震施工 (参考図書:建築築設備耐震設計・施工指針(2014年版))

- (1)設備機器の固定は,施設の分類並びに機器の種別,重要度及び設置階に応じて,次の設計用水平地震力及び設計用鉛直 地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。
  - なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
  - 設計用水平地震力
  - 機器の重量(kN)に,地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお,設計用標準水平震度は,特記な き場合は下表による。
  - 設計用鉛直地震力
  - 設計水平地震力の1/2とし,水平地震力と同時に働くものとする。 施設の分類,地域係数
- ・施設の分類 ( ⊙ 特定の施設 ・ 一般の施設 ) ・・地域係数 ( ・ 1.0 ⋅ ⊙ 0.9 ) • 重要機器
- ・ 配電盤 ・ 防災用発電装置 ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機 · 火災報知受信機 · 中央監視制御装置 · 構内情報通信網装置 ·
- 設計用標準水平震度 特定の施設 一般の施設 設置場所 重要機器 一般機器 機器種別 一般機器 重要機器 1.5 2. 0 1. 5 1.0 防振支持の機器 2. 0 2. 0 2. 0 1. 5 屋上及び塔屋 水 槽 類 2. 0 1. 5 1. 5 1.0 0.6 1. 5 1. 5 防振支持の機器 1. 5 1. 0 1. 5 1.0 1. 0 0.6 水 槽 類 0.6 0.4 1. 0 1. 0 1階及び地下階 防振支持の機器 1. 0 1.0 0.6 1. 5 1.0 0.6 水 槽 類 1. 0
- (注) ・上層階の定義は次のとおりとする。
- 2~6階の場合は最上階, 7~9階の場合は上層2階, 10~12階建の場合は上層3階, 13階以上の場合は上層4階 ・水槽類にはオイルタンク等を含む。
- (2) 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実 に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- (3) 横引き配管等の耐震支持は、施設の分類に応じたものとする。

### |2. あと施エアンカー|

- あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
- (1)機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工
  - ( • ・試験方法 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
- ・試験箇所数 1ロットに対し3本とし、ロットから無作為に抜き取る。
- (2) 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付 用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
- (3) 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施し たものとする。

### 3. 非破壊検査

(1) はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。 (2) 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要 とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。

### |4. コンクリート工事|

### 対象物:ローポールライト基礎

- ⊙ 強度試験 ( ・ 第三者機関 ⊙ JIS工場 ) ・ 構造体強度補正値(S)による補正 ⊙ 調合表提出
- ⊙ アルカリ骨材反応抑制対策確認・ 鉄筋材料の規格品証明書提出
- (注) 強度試験の立会について,試験を第三者機関で行う場合は,現場代理人又は主任(監理)技術者が,JIS工場の場合は, 立会者を定め、監督員の承認を受け、行うものとする。

### 5. その他共通事項

- (1) 配管工事
  - ・長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。 (標仕<2>2.2.2.9, <2>2.12.4)
  - ・屋外の金属製防水形プルボックスは,( ⊙ ステンレス製 ・ 鋼板製 )とし,( ⊙ メラミン焼付塗装 ・ 溶融 亜鉛めっき ・ 無塗装 )とする。
- ・屋外布設の厚鋼電線管は,めっき付着量が300g/m2のものを使用し,原則塗装不要とする。
- (2) 塗装工事
  - ・次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。(・・一般居室、廊下等・・・・・ 屋外 )
- ・屋内,屋外及びピット内の支持金物等のうち,ステンレス製又は溶融亜鉛めっき製のものは,原則塗装不要とする。
- (3) 支持金物等
- ・屋外及びピット内の支持金物等はステンレス製又は鋼材にJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶 融亜鉛めっきを施したものとする。
- (4) 用途別表示
  - ・盤内,幹線プルボックス内,ケーブルラック上の要所,マンホール・ハンドホール内,その他の要所には合成樹脂製, - ファイバ製等の表示札等を取付け,回路の種別,行先等を表示する.(標仕〈2>2. 2. 10, 〈2>2. 12. 5) なお,屋外において直接外気に触れる場所(盤内,プルボックス内を除く。)及びマンホール・ハンドホール内の表
  - 示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする. ・カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお,屋外部分の表示はエッチングプレート 等の耐候性を有するものとする。
- (5) その他
  - ・分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議に より図面表示と多少相違させてよい。
  - ・分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる。
  - ・改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の 絶縁抵抗を測定する。
  - ・自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績 書を堤出する。

# 3章 電灯設備

# 1. LED照明器具

LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導 灯用を除く。

# 4章 その他

# 1. 配線図記号

- (1)EM-EEFケーブルにて,4芯以上の配線を布設する場合,全部又は一部に4芯のものを使用しても差し支えない。
- (2) 図面に明記なき配管は次のとおりとする。
- (G16) (G22) ··· 厚鋼電線管 (JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの) を示す。
- (16) (22) ··· PF管(単層管) (JIS C 8411「合成樹脂製可とう電線管」によるもの)を示す。
- (19) (25) ··· ねじなし電線管 (JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの)を示す。 (3) EM電線及びEMケーブルの表記において、「EM」が省略されている場合は、「EM」付きの表記のものに読み替える。

徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R6営繕 第2三好寮・三好市地域利便性施設 (仮称) 三・池田 新築工事建築(2)	●図面番号 E-001	1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 株式 宮建築設計 会社 徳島市福島1丁目5番6号	
	●図面名 電気設備工事特記仕様書	●縮尺 A1:NON A3:NON	TEL (088) -625-5505 (代) 管理建築士 清水 康代 1級333707	

